GLOBE

グローブ 2022年4月





(公財)世界人権問題研究センター

京都里山 SDGs ラボ 「ことす KOTOS」

2021年8月、京都市の北西、桂川の源流域に位置する京北地域に地域の持続的発展に向けて元小学校を活用した新たな拠点「ことす KOTOS」が開設しました。愛称の「ことす」は、小中学生からの公募で選ばれ、"ことをおこす"、"ことをなす"をテーマに地域を盛り上げていくことをイメージしたものです。豊かな自然環境を活かしたテレワークやワーケーションの拠点となるエリアと、京北地域の木の文化の発信や食、健康、アップサイクル等をキーワードとして様々な共創や交流を生み出すクリエイティブエリアで構成されます。





そこで目指されているのは、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」を実現し、地域から発信する中山間地域モデル。食・健康・DX(デジタルトランスフォーメーション)・文化等の暮らしに根差した切り口で地域の社会課題に向き合い、産学公連携による新しい価値の創出と SDGs 教育・研究の拠点として、国内外に発信していくことが計画されています。

2025年に大阪・関西万博を控え、京都市及び京都大学、京北自治振興会のほか、SDGs の社会実装に取り組む民間事業者など、まさに SDGs ゴール 17 のパートナーシップによってどのような持続可能な地方創生モデルが生み出されるのか、注目が集まっています。

公式サイト: https://www.kotos-kvoto.jp/

GLOBE

GLOBE No. 109 2022.4 目次

事業案内	事業案内	研究員紹介	事業案内	人権の窓	研究報告	研究報告	研究報告	研究報告	研究報告	連載	外部寄稿	連載	グラビア
人権シンポジウム(裏表紙裏)	二〇二二年度人権大学講座日程(裏表紙)	研究部門の紹介 22	(誌上ワークショップ) 渡辺 ― 毅 ― 20 ワークショップで考える「病と人権」	センターの活動紹介 山下 俊幸 18公益社団法人京都犯罪被害者支援	対話救済ガイドライン等のご紹介 定金 史朗 16	―フランス生命倫理法二〇二一年改正― 小門 穂 14セクシュアル・マイノリティ―と生殖医療	「学校プラットフォーム」実現への課題 … 川上 泰彦 12	—『滋賀の同和事業史』編さんの経験から— 井岡 康時 10部落問題の地域的特性	国際私法上の人権侵害について 中村 知里 8	―普遍的定期審査の現場から(その二〇) 坂元 茂樹 6世界の人権はいま	コロナ禍における自殺対策の推進について… 尾崎 園子 4	新しい人権問題への対応(その二四)…大谷 實 2	京都里山 SDGsラボ「ことす KOTOS」…(表紙裏)

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

- ■表紙のテーマ「表現することで私になれる」、作品名「ミステリー」
- ■「天才アート」(特定非営利法人障碍者芸術推進研究機構)提供 高橋美佳 1965年生まれ





学校法人同志社前総長 研究センター理事長

實

かれています。 に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする」と書 世界的視野に立った調査・研究を行い、・・・人権問題 しく「人権問題」に他なりません。 始めとする文化の蓄積を基礎に、人権問題について広く 二○○年を記念して、京都の歴史と伝統、特に学術を 九 世 (九四年一一月二二日にスタートしました。 界人権問 の定款を見ますと、「この法人は、平安遷都 題研究センターは、 したがって、当センターの任務は、 今から二八年前 当セン まさ 0)

人権というときは、 られない」(一一条)と規定されていますので、 憲法では、「国民は、 は一般に同じ意味と考えられています。しかし、 す。ちなみに、人権と基本的人権との関係ですが、 る権利がここでいう「人権」であることを銘記すべきで 際に問題となるのは、 て持っている権利であるといった定義もありますが、実 する必要があります。人権とは、人が生まれながらにし るとすべきです。 日本国憲法の定める人権のことであ すべての基本的人権の享有を妨げ 憲法が基本的人権として定め 基本的 日 両者 てい 本

はありません。 基本的人権に係る問題はすべて人権問題としても誤りで 会権に分けて規定しています。 等」を原則としつつ、基本的人権を自由権、 の尊重を必要とする」と規定し、その上で「法の下の平 の福祉に反しない限り、 自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 条は、「すべて国民は、 それでは、「人権問題」とは何でしょうか。 立法その他の国政の上で、 個人として尊重される。 したがって、 それぞれの 参政権、 憲法 生命 公共

るかについての検討はされてきませんでした。そこで今

センター創立以来、何をもって人権問題とす

しかし、

しますが、その前に、そもそも人権とは何かを明らかに 回は、「人権問題とは何か」について考えてみることに

ています。 幸福追求権の侵害に関連する事柄として捉えることにし きる権利」であるという観点から、 追求権とは、「一人ひとりが幸福を求めて自分らしく生 となることを人権問題と考えるべきです。 の基本的人権の根底にある幸福追求権の侵害として問題 私は、 そして、 人権問題とは 幸福

ご案内の通りです。

ますから、

むしろ法の下の平等とか自由権といった個

々 ŋ

上の問題となりうる」という趣旨であ

ではなく「人権

個人 必要となってきた利益」も人権として保障する必要があ 害する行為を内容とするものであります。 財産といった日本国憲法が保障している個人の利益を侵 して保障するとした規定と考えられます。 人ひとりが、それぞれの幸福を求めて生きていくために れている基本的人権、それから社会の変革に伴って、「一 言いません。これに対し、 による人権侵害は刑事司法の問題であり、 人権問題の最たるものは犯罪でありまして、犯罪とは、 の生命、 憲法一三条は、このような利益も基本的人権と 身体、 自由、 日本国憲法上具体的に規定さ 私生活の平穏、 人権問題とは しかし、 名誉・信用 犯罪

别

やいじめ等の子供の人権の問題、 は、 こうして、 ①結婚や住宅購入などに係る同和問 幸福追 求権の侵害としての人権問 ③性別による固定的な 題 ②児童虐待 題として

> 問題、 対する人権 別の感染症問題、 齢化の進行に伴う高齢者に対する介護や虐待等の 役割分担を背景とした差別的取扱い等の女性問 ⑤ハンセン病や HIV感染者に対する偏見や差 侵害の さらには、 問題が人権問題とされてきたことは ⑥外国人や犯罪被害者等に 題 論者 4高

スと人権や新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差 長する表現など、 及に伴い、 るものといえるでしょう。 る事項についても問題となります。 同じことは、社会情勢の変化に伴って生じる人権に係 さらには性的マイノリティ プライバシーの侵害や誹謗中傷及び差別 様々な問題が生じていますし、 の人権も時代の変化に係 インターネット ビジネ を助 0

を設置し、 ネスと人権」というタイトルでプロジェクト研究チーム どもの人権」、 トと人権」、②「共に生きる地域研究の可能性」、 います。ちなみに、我がセンターは、①「インター 研究し、解決すべき事柄であると定義しておきたいと思 て自分らしく生きる権利」が侵害されているかどうかを こうして、人権問題とは、「一人ひとりが幸福を求 人権問題の研究を展開しているところです。 ④「性的マイノリティと人権」、 3 -ネッ め

推進 ナ禍における自殺対策 について

京都府健康福祉部地域福祉推進課

尾 崹 園子

府では、 一月に おける自殺 「京都 の 说状

府に

府自殺

対策に関する

令和2年

条例」を制定

し、府

京都府の自殺者数の推移(平成27年~令和3年) 図 1

令和元年まで六年連

で自殺者数が減少

に取り組んだ結果、

していましたが、

は、

前

年 比

> 350 300 250

> 200

150 100 京都体制で自殺対策

体等とともにオール

策に取り組む民間団民、市町村、自殺対

町村、

表 1 京都府の男女別自殺者数(令和元年~令和3年)						
		令和元年	令和2年	令和3年	増減 (R 3/R元)	増減 (R3/R元)
京都府	総数	323	355	376	53	16.4%
	男性	218	230	249	31	14.2%
	女性	105	125	127	22	21.0%

厳しい状況となっています。 二一人増加し、 九・九%、 三二人の増加に転じ、 三七六人の方が自ら命を絶たれるという 令和三年にはさらに

自殺の原因

と考えられます。 じた背景には、世界的な感染拡大が続く新型コロナウイ にも苦しい状況に追い込まれた、 ルス感染症の影響により、 四 · 五 %) 令和二年は全国の自 増加しており、 殺者数も前年に比 多くの方が精神的にも経済的 京都府の自殺者が増 社会的な要因 ベ 九 [が大き 加 に転

活苦、 至った方が多いことが指摘されています。 苦からうつ状態になり自殺に至った方など、 タ「地域自殺実態プロファイル二○二一」の京都府につ 実態把握・分析等を委託している JSCP ※の報告デー 連鎖して起きていると言われており、 かけに複数の要因が増幅して追い詰められた末に自 れ)、身体疾患が重なり自殺に至った方、 いての分析でも、失業等による生活苦に介護の悩み 方、近年の研究では自殺は平均すると四つの 人間関係、うつ状態、過労、失業等)が複合的に 国が地域 身体疾患の病 何かをきっ の自 一要因 (疲 一殺の

J S C P 般社団法人いのち支える自殺対

4

自殺防止のため の

沿って取組を進めてきました。 が ならい」という基本理念の下、 ?全ての 自殺対策は、 府 民の問 自殺の危機は何 題として認識され、 京都府では三つの項 人にも発生し 推進され 得 なけ ること 育に れば

の問題に対する府民の理解促

悩みを抱えた方の孤立を防ぐための啓発活 小中高生への SOS の出し方教育

自殺

の背景となる社会的な要因の軽減 こころのケア対策、 働く人のメンタルヘルス対策、 ゲートキー パー 学校 での 0)

自殺 0 原因・背景に対応した支援体制等の 相談窓口 養成 の開設、 法律等の専門家や関係 主整備

の居場所づくり 機関との連携体制整備、 悩みを抱えた方

* ゲー 適切 とができる人 トキー いて、 な対応 必要な支援につなげ、 パー:自殺の危険を示すサインに気づき、 (悩んでいる人に気づき、 見守る)を図るこ 声をかけ、 話

進計画」 した取組を進めているところです。 また、 令和三年に策定した「第二次京都府自殺対 では、重点施策として下記の四点を掲げ、 策推 継続

若者の自殺対策の強化

自殺対策に取り組む民間団体の人材確保等の支援 一人で悩みを抱え込ませない体制 いづくり

コロ

ナ禍における自殺対策の

推

都府自殺ストップセンターについ

て

L

た

は 門

京 0)

都

令和3年度 (2月末時点) 629 449 979 750 3 1 1,202 1,609 み 関 です。 自

とともに、 応じて適切な制度や機 題解決の方法を一 を抱える方からの 成二一年に開設 ストップセンター 自殺を考えるほど 弁護士、

緒に考え、

状

司法書士 関を紹介

等

相 0) 車 ける 況に

まで平

 \mathbf{H}

•

休日に

相

談を受け

で問 な悩機

深

刻

表2 京都府自殺ストップセンターの相談件数(令和元年度~令和3年度) 令和元年度 令和2年度 男性 467 女性 768 不明・その他 1 計 1,236 を時間 も広 = 門家 0 者の悩みに向き合ってきました。 |時間帯別の自殺者数が多く相談九時~二○時としていた開設時間 令和四年度からは、これ げ、二四時間三六五日体制 のアドバイスも受けながら ズが高いとされる深夜

談にあたることになりました。

京都 府自殺ストップセンター 三四 時間年 中

電話:

〇五七〇-七八三-

七九七

精神的、 もが が きたいと考えています。 できる社会の実現にむけ 長 深刻 引く 、新型コ 、な悩みを一人で抱え込まず、共に支え合うこと 経済的に困難な状況に陥る方が増える中、 ロナウイルス感染症拡大の影響により、 く 引き続き着実に取組 だれ んで

世界の人権は e V ま

普遍的定期審查 の現場から (その二〇)



神戸大学名誉教授 研究センター -所長

坂元 茂樹

期審査 的態度をとった。 置施設 の見直しが勧告されたが、 加えることを避けるために、 察と検察が被疑者に自白させるために過度の圧力を 録するようにとの勧告が、 二〇〇八年三月に行わ にいい Û P R る被留置者 では、 の取調べを組織 アルジェ ħ また、 た日 日本代表団はこれに否定 取調べを監視する手 本の ij ベ Ź 第 ル ギー 的 から警察の に監視 回 [普遍 からは警 じ記 的 続 留 定

音・ H 録 本代表団によれ 画を義務づけることは、 ば、 被疑者取 時に取調官と被疑者 協調べ の全過程 0 録

> の信 および電子的記録 止 めてしまうことがあり得るとし、 頼関係の構築を妨げ、 0 導入は慎重に検討する必要があ 被疑者が真相を語るの そのような監 を

るというのである。

らな 規約 の自 心理: 国にあることを、 できない。 七条に反する取り扱いをすることは、 引き出すことを目的とした、 自己に不利益な供述または有罪の自白を強要されな 般的意見三二 (二〇〇七年) は、「一 権利を保障している。この からの直接または間接の身体的圧力または かし、 61 的 由意思によるものであることを立証する責任 四条の要請でもある。 圧 自白を引き出すために被告人に対して規約 力の不在という意味で理解されなけ 被疑者 被告人によってなされ 国内法は確保しなければならない の供 述 の任 被疑 規約 意性 保障は、 者に対する 四条三項 0 兀 確 た供 有罪 なおさら容認 保 条に関する一 は 述 \hat{o} g が自 自白 ń 捜 不当な 自 ば 査 由 を 権

関

13

兀 項 と述べている。

由権規約委員会は、 日本の第六回定期報告書審

自

未聞

0

事

実が

判明したからである。

後に主任検察官

ょ

取調 続 囲 查 つき懸念が表明され、 が限定されていることを遺憾に思う」とし、 $\stackrel{\frown}{=}$ 間 ベ に係る厳格 (全体がビデオ録画されるべきである) 四年) な制 における総括所見で、 「取調べ 限 お よび のビデオ録 取調べ の方法を規定 自白 画 義 「強要に 務 \overline{c} の継 0) 範

する立法措置」(一八項)

を勧告した。

かし、

現在では、

改正された刑

事

訴

訟法

 \equiv

備

や自 者取調べ 条の二 ですが、ことはそれほど単純ではありません。 っとも大きな影響を与えたの 由 権 の規定により、 の録音・録画制度が導入されてい 規約委員会における勧告の成果と言 二〇一九年六月一 は、 厚生労働 る。 日から被疑 U P R 41 省元 た 11

改ざん 特搜 を言 の、二〇一〇年九月一 局長を虚偽有印公文書作成罪等により起訴したもの 部 が い渡 した 長 証 拠物 お した事件 0) び みならず、 であるフロ 副 部 で あ 長がこれを隠蔽 〇 日**、** る その ッ ر ا 本件 事 大阪地方裁判所が無罪 事実を知 で ディスクの は したという前 捜 0 た大阪 査 デ 0 主 1 夕 任 地 を 検 検

を待たない

わ

は証 | 拠隠滅罪で、 特搜部長 副部長は犯人隠 施避罪に

よって起訴された。

の全過程 冤罪を生まない 査段階に した取調 判の在り方から脱却する必要があると指摘された。 ずに供述を得、 公判を行っていくためには、 (二〇一一年)の提言がなされ、 この この提言および法制 れるケー Ļ 取調べや供 事件に端を発して、 程 お ベ 0 スは激減したという。 ける被疑者供 0) 録 録 音 ためにも必要な制度であることは 音 客観的証拠を収集できる仕 録 ||述調書に過度に依存した捜 録 画制 審議会の審議を経て、 画 述の任意性が公判段階で争 0 度 運 0 「検察 追求的 導入が決まっ 用が拡大した結果、 冤罪を生まない 取調 0 な取調 再 生 0) に 可視化が、 組 べによら 向 取調 み 査 · 捜査 け こう を整 7 捜 公 べ

たかを取り上げたい 次 回 からは、 日本の 第二 口 U P R で何が論じられ

国際私法上の人格権侵害について



研究センター研究員 関西大学法学部准教授

格権侵害として主に想定されてきたのは、 といった国際私法上の問題が生じる。 ができるか、 なる場合、 渉外性を有する名誉毀損やプライバシー侵害が問題と 当該事件をわが国の裁判所において扱うこと 当該事案にいかなる国の法を適用すべきか 中村 従来、 知里 メディアによ 渉外的な人

> 法となるとしても日本法上認められている救済方法しか く請求ができず、準拠外国法と日本法の双方において不 され、日本法上不法とならないときは当該外国法に基づ 国法が準拠法となる場合であっても、日本法が累積適用 択も認められている(二一条)。さらに、 なる (二○条)。また、当事者による事後的な準拠法選 ある他の地がある場合には、 れた準拠法の属する地よりも明らかにより密接な関係が にも一九条が適用される)。ただし、 拠法となる(なお、多数説によれば、プライバシー 則が置かれており(一九条)、被害者の常居所地法が準 以下により定められるが、 不法行為の準拠法は法の適用に関する通則法の一七条 名誉・信用毀損 当該他の地 これにより定めら の法が準拠法と 以上により外 気につい ては特

らも通常予見可能である。しかし、とりわけインターネ 観点から妥当であり、 う点である。 加害者側の事情は準拠法選択において考慮されないとい 被害者の常居所という明確な連結点に基づき決定され は主に二点を挙げた。第一に、人格権侵害の準拠法が これらの規定につき問題となり得る点として、 確かに、 このような連結点は被害者保護の また、被害者の常居所は加害者か 報告で

報告では、とりわけ準拠法選択に関する問題を取り上げた。

における当事者の力関係に変化が生じた現状において に渉外性を有するものとなる。このように、人格権侵害 る名誉毀損やプライバシー侵害であった。

ターネットの発展に伴い、

個人による人格権侵害も容易

しかし、

イン

認められない(二二条)。

は、

国際私法上も、

従来とは異なる検討が必要であろう。

の点、 るといえよう。 の明 とする見解が多く見られる。 者の予見可能性や、 法とする場合、その地における結果の発生に関する加害 結点のみが用いられていることには疑問が生じ得る。 ターネット上で活動する被害者の常居所は十分に予見で 結びつきが必ずしも強いものとはいえないこと、 により一定の妥当性は確保できると考えられるが、 トとしていたことを要件とし、当事者間の衡平を図ろう においてなされている議論を参照すると、 きないこともあり得ることを考慮すると、このような連 多くの場合、 確性を確保する観点から、 人格権侵害に関する抵触規則の統一に向けて EU 被害者の常居所地法と一致する)を準拠 加害者が当該地を出版等のターゲッ 現行法上も、 EUの議論も参考にな 結果発生地法 通則法二〇条 イン 規定

あるとは言い難いこと、

一での侵害について、

必ずしも被害者の方が弱い立場 当該事件と被害者の常居

新の

にも ŋ 連性とかかわりなく常に日本法を累積適用するもの 規定を前提に置かれたと考えられる通則法一九条の規定 第二に、上述の通則法二二条には強い批判があるとこ この規定を制限・ 問題が生じ得る点である。二二条は、 度な内国法優先となること、二つの法を累積適用 削除すべきであるとすれば、 事案の内国関 この であ

> ることに資するものであり、 二二条のような規定は自国の表現の自由の保護を貫徹す じるように思われる。 する場合、 めである。それゆえ、二二条が否定されるべきであると る者からの名誉毀損等の訴えを恐れる必要が低下するた 日本で不法行為となることはなく、外国に常居所を有す のメディアは、日本法さえ遵守していれば自身の行 とともかかわると指摘されている。二二条により、 うな被害者寄りの規定がメディア等に受け入れられ 強く主張されている。しかし、 ことから強く批判されており、 することにより、 て支持され得るものとも考えられるが、 一九条の連結点についても再検討の必要が生 加害者を実質的に保護することになる 比較法上 この点で人格権侵害に この規定は、 その削除や制限的 の議論を参照すると、 人格権侵害に関 九条 解 為が たこ のよ 0 Ħ

適用ないし考慮する可能性についても検討する必要があ は、その特殊性を考慮し、 とも重要である。 ると考えられる。 なお、 以上に加えて、 とりわけインター 人格権侵害の手段に着目するこ プラットフォーム ネットによる場 の規則等を

検討を要しよう。

する日本法上の立場を重視し貫徹すべきか否かは、

別途

部落問題 I 一滋賀の同和事業史』編さんの経験から の地域的特性



研究センター プロジ 教授 エ クトチー

ム 2

ティーに富んだ地域の特性を感じた。

想であるからこそ厄介であり解決は容易でないと考える 別を幻想などと軽々しく呼ぶのか、というご批判もある たく無縁であるとまではいえないが、おそらくそうした から生まれる集合意識もしくは幻想といってよい とが日々の暮らしのなかから紡ぎ出す多様な関係のなか かもしれないが、 ものが果たす役割は副次的であると思う。 ないか。もちろん統治権力の政治的意図や願望とはまっ 統治の力に注目するのではなく、 落差別は社会的に形成されたものであると考えてい 人は幻想なしには生きていけない。 奈良大学文学部 井岡 康時 基本的には、 あの無惨な差 のでは 人び 幻

部

、きだろう。

史料収集と現地踏査を進めるなかで、 執筆・編集にたずさわり、 よって『滋賀の同和事業史』(二〇二一年一月刊行 である。 のであるから、 々の暮らしに根ざした多様な関係から産出され 二〇一五年から滋賀県人権センターの依頼に 部落差別のありようは地域によって多様 およそ五年かけて滋賀県内 改めてバラエ るも 0 0

江戸時代後半から明治期にかけて皮革や食肉関係の産業が ど都市的な発展を示した地域に所在した被差別部落では すのではなく、たとえば現在の大津市域や近江八幡市域な ちろん、近江の被差別部落といってもすべてが同じ姿を示 との間にも少なからぬ交流が生まれ維持されていた。 利を活かして農業生産や商工業活動が盛んで、 えるが、その多くは街道沿 げられるだろう。 が行き交って活発な経済活動を生み出していたことがあ 南北東西に結ぶ結節点となって、多くの人と山海の産 ある主要街道が域内を通り、 た。その背景には、 惣村と、こうした村々をつなぐ地域連合が生まれてい 滋賀県=近江国では古くから自治と自律の力を有 近江国の被差別部落はおよそ七〇を数 東海道、 いに立地しており、 さらに琵琶湖水運が列 中山 道、 北国 街道など歴 その地 周辺 島を じた 地

においては、 較的安定した姿を見せていたといえるだろう。 なっていた。 成長して格差が拡大し、早くから生活困窮の解決が課題と 都市域に比べると、 しかし、 農山村に展開する多くの被差別部落 経済的にも社会的にも比

> 成 同

連携した融和運動が主導権を握っていった。 が展開されるが、 る。 るような突出したスタイルは避けられ、 を獲得するような取り組みが ていった。 代になると他府県と同じように差別撤廃運 きびしい賤視・蔑視の眼差しを向けられていために、 以上のような特性の一方で、周辺地域の人びとからは 九二四年に滋賀県水平社が設立されて水平社運動 しかし、地方行政や地域社会と激しく対立す 全県的に広がるには至らず、 進められていくことにな 協調を図り合意 動が展開され 県行政と 近

年 \mathbf{H} 0 上に、 て進められた多様な取り組みの歩みを叙述した。 近江の被差別民衆史」では、 本国 歴史を概観し、第二章「戦後改革と部落問題」 から六○年までの歴史を扱い、 滋 [賀の同和事業史] [憲法のもとで新たな取り組みが始まった一九四五 第二次大戦後の滋賀県で部落問題の解決をめざし は、 以上のような地域的特性 中世から第二次大戦まで 第三章 「同対審答申と 第一章 では、 0)

> の主要な史料と読者の理解を助けるために年表を付した。 状況とその課題について述べた。さらに、 落問題」では、二〇〇二年以降今日に至る滋賀県の むかえる経緯を記述し、 までを対象に、 特法と同和事業の変化」では、一九八二年から二〇〇二年 られた同 から八二年の時期を対象に特別措置法にもとづいて進 章「同対法の成立と同和事業の展開」 ご和事業の本格的始動」では、 長のもとで進められた取り組みについて述べた。 .和事業について述べ、 特別措置法にもとづく同和事業が終了を 第六章「人権の世紀における部 第五章 一九六〇年代の高度経 では、一九六九年 「地対法・地 第二次大戦後 対財

権センターで取り扱って 業史』は一 われる。 が含まれているように思 は、 13 11 わしながらも連携した取り組みを進めた滋賀県 ってい る 地 二一世紀の人権 方行政と部落解放運動と教育の三者が時に批判を交 ない 『滋賀 読い 般書店には置 が、 0) ただけ 滋賀県 同 課題 和 解 決に向けた多くの示唆や教訓 事同滋賀の 0 事 例に



ば

幸いである

実現への課題 「学校プラットフォーム」



兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 研究センター研究員

川上

る制 徒の最善の利益を追求する)べく、学校組織マネジメン 織として自主的・自律的に活動する(ことで、児童・生 の分立により、 れる傾向 た学校の自主性・自律性を前提に、さらに幅広く学校「外 トや学校管理職のリーダーシップの開発と、それを支え 分になる傾向が指摘されてきた。これに対して学校が組 もともと学校組織については、 と連携した教育活動の展開が求められている。 学校では近年、さまざまな領域 度の 整備が進められてきた。 (個業化) 学校全体としての課題共有や活動が不十 のほか、学年や教科といった小単位 個人単位に業務が分断さ 昨今の動向は、そうし (福祉・警察・医療等) しかし、

> では と の 校の連携・協働については、学校の高機能化・多機能化 師が担う業務の明確化・適正化が掲げられた。 消が政策課題となり、二〇一九年の中央教育審議会答申 連携が説明された。しかしその後、学校・教員の多忙解 0) かれた教育課程) としての学校」の構想では、新しい教育課程 二〇一五年の中央教育審議会答申で掲げられた 部」との関係構築を求めるものである。 解決に向けた体制整備として、多職種協働や地域との 学校での多職種協働の展開や、学校と諸機関 「学校における働き方改革」の一環として学校・教 連携 につい の実現や複雑化・多様化した学校課題 ては、 文脈が若干変化し (社会に開 地域と学 てい 「チーム 諸

るが、児童・生徒が学校に在籍していることを根拠に 対応を考えれば、 の範囲は基本的に拡大する。 雑な課題に対応しようとする場合、 最低限度の) 学校および教員が、子ども自身やその環境に関する複 専門性を前提に新たな 多職種協働や地域との連携は必須とな 教員に共通して求められる 関与する職務 守 備 範囲」 や活

グの側面が強調されている。

、の対応よりも、

業務の線引きと分担・アウト

ソーシン

学校を基盤として)福祉・警察・医療等との連携・

協働

組 る

協働に伴って発生するコミュニケーション・コストの多 おける働き方改革」と整合させるのは大変難しい。 くは学校が引き受けることになる。このことを「学校に 範 囲は拡大する。そして学校が基盤となる以上、連携 を図るため、

学校および教員が目配りすべき職務や活動

ワー 児童 に応じて連絡 や医 勤である。 ては正規雇用の比率が下がり、 が多様であることも状況を難しくしている。 期待されるにも関わらず、それぞれの雇用や勤務の ター等の名称をとる) るような職員 非常勤講師、 あ 療との連携では、 わせて、学校を基盤に「チーム」を構成することが カーといった専門職も常勤者はわずかであり、 生 徒の学習や生活の補助、 スクールカウンセラーやスクールソーシャル 定年後の再雇用者) (自治体ごとに支援員や補助員、○○サポー 調整や相談を行う体制も少なくない。 は増えたが、多くは非正規・非常 学校に職員を置くのではなく必要 非正規雇用 が増加傾向にあるほか、 不登校関係の対応をす (常勤講 教員につい 警察 形態 師 Þ

き方改革」の両立を図ることは難しい。

包

おい 担するには相当な困難が想定される。 種連携に向けて教員がコミュニケーション・コストを負 こうしたメンバ て日常的に連携・協働を行う対象を誰とするか 1 構 成のもと、 学校を基盤とする多職 まず、 学校組織に

> 中で、 の志向にこだわるかぎり、さまざまな課題への対応と「働 かつてより支配的だった個業性とも整合する。 的に関わることをよしとする教育観・指導観とも、 グ)を志向する。 触時間や情報量が が難しくなる。 を幅広に想定するほど、 こまでを組織の「中」と捉えるか) スタッフの関わり方を差配する主導権(ゲートキー 学校を基盤に協働を構成するため、 そして児童・生徒本人やその家庭との接 この志向は、 (正規雇用 意思疎通を図るような場の設定 0 教員が児童・生徒に全面 教員に偏りやすくなる が難しく、 教員は多様な ただしこ その ピン 対

あり、 掘り下げていくのは、 現できるかを、 観への転換が適切で、それはどういった手法によって実 こそが、これまでの学校教育を成立させてきたものでも る必要が出てくるのかもしれない。 摂を図るには、 今後、学校を基盤として幅広く児童・生徒の社会的 転換は容易でないと考えられる。どのような役割 各地域 学校および教員の役割感覚を一部修 今後の研究課題である。 ・学校レベ ル しかしこの役割感覚 での実践をヒントに 正す

セクシュアル・マイノリティーと生殖医療 フランス生命倫理法二〇二一年改正―



研究センター研究員 神戸薬科大学薬学部准教授

小門

生殖医療を用いて親になるための制度として、フランス できることになった。セクシュアル・マイノリティーが 命倫理法を改正し、 する制度が求められるだろう。 とが想定され、生殖医療や養子縁組へのアクセスを保障 に同性カップルの婚姻と養子縁組を容認し、昨年には生 ことで親になる、あるいは養子縁組によって親となるこ ら考えると、生殖医療や自然生殖によって子が生まれる うな制度が必要だろうか。子をもち親になるという面 セクシュアル・マイノリティーの家族形成にはどのよ 女性同性カップルも生殖医療を利用 フランスは、二〇一三年 か

の生殖医療に関わる新しい枠組みを紹介したい。

止は維持されており、男性カップルとシングル男性は生

この利用者の限定は変更されなかったのだが、二〇二一 公衆衛生法典 L 二一四一 - 二条) できない。(生殖医療の目的と利用者要件については プルの別離後や片方が亡くなった後は、 られる。婚姻の有無や性的指向による区別はしない。カッ らの精子や卵子、受精卵の提供を含め、 経て、生殖医療を受けることに同意する場合、 プル、シングルの女性は、多領域医療チームとの面 に応えるためのもの」となった。男女または女性のカッ 年の法改正で方向転換され、生殖医療は「親になる計 きた。生命倫理法の二〇〇四年と二〇一一年の改正でも づけられ、 または、子どもやパートナーに重篤な疾患が感染あるい の枠組みのなかで、生殖医療は医学的不妊に対する治療 定への違反行為に対する刑罰が刑法典に導入された。こ どに、この倫理原則に基づく規制が、そしてこれらの規 律群により、 応するために、 は遺伝することを回避するために用いられる手段と位置 フランスでは、 利用できるのは男女のカップルのみとされて 民法典に倫理原則が、また公衆衛生法典な 一九九四年に生命倫理法と総称され 生殖医療を含めた先端医科学技術に対 なお、 生殖医療を続行 生殖医療を受け 代理出産の禁 第三者か 一談を る法

られず、

の法改正まで、

一人の子に対する二重の母子関係が認め

もう片方が親子関係を確立するには養子縁組が必要だっ

女性カップルの片方が産んだ子と、

カップル

0

ろうとしている女性が子を産むことは堅持したのであを肩代わりさせることは認めなかった、つまり、親になが生まれるという生殖観は変容したが、他者に妊娠出産殖医療を通して子を持つことができない。男女がいて子

る

民議会 関係を確立する 三一一一二五条に従って確立されることとなり、 なった。子を出産した女性は、 カップルは子どもに対する事前の共同認知も行うことと が採択され、 来の路線を維持しようとした。議論の末、 証書における母の指名により確立される」という民法典 議では、 に親子関係を確立するか、 ない 生 一殖医療 生殖医療を用いて子をもつ女性カップルがどのよう 側の女性は、 (下院) に対して、 生殖医療の位置づけを大きく変えようとした国 0 生殖医療を受ける際の同意と同時に、 利用者要件の拡大に関連して議論されたの (民法典三四二-事前の共同認知の効果によって母子 元老院 という点であった。議会の審 「母子関係は、 (上院) 一一条)。二〇二一 はなるべく従 国民議会の案 子の 産んで 出 女性 年 生

> には、 たが、 年の大統領選挙の際に、 ることが認められるようになっていた。また、 女性パートナーがこの子を養子縁組し親子関係を確立す で女性カップルが子をもった場合は、 が、二〇一三年の同性婚法成立以降、 生殖医療を受けることは二〇二一年までできなか 社会の変化があるといえる。男女カップル以外が国内で 整うにつれて、 二〇一三年の同性婚法と同性カップルについての制 づけが変わり、 いう動きと、一九九九年の PACS(民事連帯協約) 二〇二一年の法改正でこのような転換がなされた背景 今回、 当事者たちがすでに子をもち家族を築いてきたと 生殖医療を受ける場合についてはその位置 事前の共同認知という方法が採用された。 多様な家族のあり方も可視化されてきた マクロン現大統領は、 子を産んだ女性 外国での精子提供 生殖 二〇一七 つた 医

はないだろうか。

であると読み取ることができるのでうとする姿勢が重要であると読み取ることができるので難な論点について、当事者にとってよりよい制度を作ろれし続ける社会においてどのように受容するかという困

0

利用者要件を拡大すると明言していた。

対話救済ガイドライン等のご紹介



ク運営委員 ア・東護士法人 弁護士 のエ 弁護士法人 弁護士

定金 史朗

一はじめに

昨今技能実習生に対する暴行や不当な取り扱い、ウイドられていないのが現状です。

このような状況ですが、二〇一九年一二月にグロ

ーバ

「ロイヤーズネットワーク(以下、「BHRローヤーズ」コンパクト・ネットワーク・ジャパンとビジネスと

組み等についてご紹介します。ます。以下、対話救済ガイドラインの概要及び現在の取ます。以下、対話救済ガイドライン」という。)を策定し、公表していチェーン推進のための対話救済ガイドライン」(以下、「対という。)が主導して「責任ある企業行動及びサプライ・という。)が主導して「責任ある企業行動及びサプライ・

一 対話救済ガイドラインの概要

り、以下の四つの文書より構成されています。カニズムの要件や基本アクションを具体化したものであ国籍企業宣言などの国際規範が要請するグリーバンスメ連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO多連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO多

一 対話救済ガイドライン序論

プロセスなどについて説明しています。 対話救済ガイドライン策定の趣旨・背景・構成・策定

対話救済ガイドライン(本文)

を示しています。 第一章は、苦情処理・問題解決制度に関する基本原則

理・ ンス、制度の対象範囲、 整備に関する実務指針を提供しています。 第二章は、 学習などの項目について留意点を示しています。 問題解決手続、 個別企業による苦情処理 制度の透明性確保、 制度へのアクセス確保、 ·問題解決制 制度の監査 制度の 苦情処 ジガバナ 度 改

題解決に関する実務指針を提供しています。また、苦情第三章は、サプライ・チェーンにおける苦情処理・問

チェ 条項も レン 問題解 示しています 契約における苦情処理・ 決の実行を容易にするため 問 題解決条項のモデル のサプ ´ライ

処理· ら センター ると考えられるため、 集団 業の状況によっては、 苦情処理・ 対話救済基本アクショ 問 .題解決メカニズムとして「苦情 一的な苦情処理 を設置する場合の留意点を提 問題解決センター 複数 • 問題解決制 の日 効率性や 本企業が利用可 ガイドライ 信 度 の整備が 頼性などの 処理 示しています。 問 能な苦情 有益であ 問題解決 親点 か

しています。 以下に掲げる基本的なステッ 情処理 問題解決制 度の強化に プを一〇 あたって実施できる の行動として提示

- (2) 企業内で苦情処理・問題解決責任者と苦情受付 業行動に関する苦情を受け付けます。 国際人権 の対応部署を指定します。 やサプライ チ エ 1 ンを含む 責 任 ある 企
- 3 苦情申立受付 します。 対 話 0) 窓口を設置 Ę 外 部に 開 示
- 4 ます。 苦情処理 問 題解 決 の手続を定め、 外 部 に開 示
- (6) (5) 苦情申立者に対する報復行為等の 苦情処理 ます。 問 題解 決に おける利 益)不利 相 反関 益 立な取 以係を防 扱 V 止

ます。

を防止します。

- 7 8 苦情 す。 対話や独立 処 処 理 理 や課 ゃ 対 題 話 解 専門家の活用を行 の状況を可 決にあたってス 能 な範 います。 テ 囲 1 一で開 ク ホ 示 ル ダ 1
- 対話 共有 苦情処理や対話の状況を、 解決制度を定期的に見直し、 ガイドラインを参考としながら、 0 します 手続 (必要に応じて、 (苦情処 理・ 問題解決センター 経営層を含む企業内 改善します 集団的な苦情処理 苦情処理 問

(10)

を活用します。)。

9

題

との

トから任意に仲介委員を選び、 紛争当事者の合意に基づき、 められています。当該プラットフォーム た際に、 口 l た集団的な苦情処理メカニズムを強 Ξ ミュニケーションを行うこと等が予定されてい ホックに) 現在苦情処理・ ヤー 責任ある企業行動の実現に資することを企 0 集団的な苦情処理メカニズム強化に向けた取 ような取組みを通じて、 対話救済 ズを中心に、 利用できるプラット 問題解決センターガイドラインに沿 (グリーバンス) 日本企業等が苦情を申し立 事前に公開され 救済への ・フォ 適正な解決に ームの設立準 のために適宜 化するため、 アクセスを確 の参加企業は、 ているリス 向けた ・ます。 図し 備 てら В (アド が進 7

R

以上

センターの活動 公益社 団法人 京都犯罪被害者 紹介 支 援



理事長 京都犯罪被害者支援センター

Щ 下

罪被害者支援 の経過

三八〇名という大惨事の中で、その場に居合わせて被害 三菱重工本社ビル爆破事件でした。 被害に対し、 にあった人への補償が問題となり、 る犯罪被害者支援のきっかけとなっ 被害者等給付金制度が施行されました。 罪被害者とその遺族 社会の 国としての 中で孤立してきました。 は長い間、 補償が求められ、一九八一年に 犯罪という理不尽な 死亡者八名、 たのは一九七四 適切な支援を受ける わが国におけ 負傷者 年の

わ

四八団体を数えます。

この犯罪被害者支援セン

ター

が各地に設立され現在では

被害者にとって必要な支援の手が、

バ ラバ

ラ

民

したが、給付金という経済的支援にとどまらず精神的支

法律や制度が少しずつ整備されま

○数年が経過し、

いも必要であるとの被害者遺族の訴えに応えるため、

これまでに二〇六名のボランティアに協力いただいてい よる研修を受けたボランティア相談員が担当しており、 話相談を行っています。電話相談は、 くぶ相談室」では月曜と木曜の一二時から一六時まで電 ら一八時まで、また二〇一六年に開設した福知山市 ベー九、 付添いなどの直接的支援も行い、二○二○年度末で、 今年で二四年となります。 が任意団体として発足し、二〇〇〇年に社団法人となり、 事務局(京都市内)では月曜から金曜までの一三 京都でも 精神科医、 一六五件の相談や支援を行っています。 犯罪被害者支援センターの 一九九八年に、 臨床心理士、警察、関係行政機関などに 電話相談や面接相談を中心に、 京都犯罪被害者支援センター 取 弁護士などの法律 'n いの「ほ 延

電話相談や付き添い

支援の活動紹介

ます。

が出せることだと思います。 添う人がいること、そして、 れること、心身の状態を専門家に相談できること、寄り 普通にできていたことができなくなることもあります。 られない状態になります。再び同じ被害に遭うのではな いかと不安にもなります。 一人ではないと思えること、必要な情報が適切に伝えら からない、何が起こったのかわからず現実を受け止め 被害に遭った方やご遺族にとって最も大切なことは、 る日、突然、事件や事故に遭うと、どうしてよ 眠れない、食べられないなど 必要なときは悲しみや怒り いか

被害に遭って、人や社会に対する不信感から、 戻すために京都犯罪被害者支援センターは活動してい なくつながりながら差し伸べられることです。 社会との絆を結びなおし、暮らしを取り 、孤立しがです。犯罪 ま

ます。 密を守ること、相談や支援は無料であることなどお伝え 臨床心理士などの専門家につなぎます。面接相談では秘 援が必要と思われる場合は、面接相談を行い、 お聞きするように努めています。電話相談後、 害の被害者やそのご家族から様々な相 被害者の状況を確認します。 近隣トラブルやいじめなどもあり、 相談では、 殺 人や交通事故 のご遺 談が寄せら 族、 相談はア さらに支 **犯罪** 弁護士や 丁寧に れ や傷 7 W

害者の代わりに傍聴し、後日報告することもあります。 です。 だけ付添いも行っております。 関につなぐことも大切な役割で、 者等に連絡をとり、 早期援助団体」となったことにより、 110011 センターでできないことに関しては適切なほ 二〇二二年一月末現在で警察から三〇五件 カウンセリング機関、 裁判所に赴き、 警察から直接、 年から京都府公安委員会指定「犯罪被害者等 支援を開始することもできるように 被害者に関する情報を受け、 証人席や傍聴席での付添いや、 クリニックや病院 付添い先は行政窓 つないだ時にはできる 被害者等の同意の など様々 :の情報 Ĺ かの機 被害 被 弁

心となって行っています。ボランティアは毎年募集し、 のような直接的支援も訓練を受けたボランティアが

> 向事 前 を心がけています。 事例検討など研鑽を積み、 0 研 ため 修に加えて、支援内容の充実を図り、 の研修も継続しており、 被害者に対するより良い支援 講義、 口 ールプレイ、 資質の維持、

○ご理 ご支援をお 願 いします

とに、私たちはいつ事件や事故に巻き込まれるかわから も大切なことではないでしょうか 全くなく、身近な隣人として被害者を支えることはとて なのが現実です。事件や事故の被害者にならない保 私たちの活動が不要になるのが理想ですが、 念 証は

は身の回りの小さなことから、支援活動に参加すること 賛助会員になる、 に参加し被害者の声を聴く、ホンデリング※に参加する、 を読む、募金型自動販売機で飲物を購入する、イベント リーフレットを置く、 できます。 ボランティアに参加するなど、 被害者等の手記集「ともしび」

が

られたご遺族が話されました。これからも府民の皆! できるときに、できることをしてください」と研修に来 られる地域社会でありたいと願います。「できる人が、 理解、ご支援をどうぞよろしくお願いいたします。 被害を受けた方の身近な隣人として犯罪被害者を支え

※ホンデリング:不要になった本や CD. 害に遭われた方々への支援活動に役立てる活動 していただき、その売却代金を寄付として、 D V D を 寄 犯

ワークショップで考える「病と人権」



親雨企画室 代表

通して考えたいと思いました。 二〇二一年一一月一五日、人権大学講座でワーク 二〇二一年一一月一五日、人権大学講座でワーク 二〇二一年一一月一五日、人権大学講座でワーク 二〇二一年一一月一五日、人権大学講座でワーク

最初に、コロナ禍ならではの幾つかの「お題」を示し

を念頭に、自分はそんな渦に巻き込まれていないか、冷を念頭に、自分はそんな渦に巻き込まれていないか、冷ました。「空いているない」等々。「お題」への賛否と「な好選別はすべきでない」等々。「お題」への賛否と「正解」があるわけではなく、コロナをどう受け止めているか、一種の自己確認をしてもらおうと思ったのです。同時に、一種の自己確認をしてもらおうと思ったのです。同時に、一種の自己確認をしてもらおうと思ったのです。同時に、一種の自己確認をしてもらおうと思ったのです。同時に、一種の自己確認をしてもらおうと思ったのです。同時に、一種の自己確認をしているが、方になど、これでいる。

静に振り返ってもらいたいとも思ったわけです。

です。 てもらいました。発表されたのは、例えばこんな企画案

いました。

ピーマンに治療効果があると判り…」。 世の中から緑色を排除すべく森林伐採にまで着手。だが誰が感染者か判らなくなり、政府は緑色禁止令を出し、誰が感染者が判らなくなり、政府は緑色禁止令を出し、

たように思います。の中で考えていること、望んでいることが反映されていの中で考えていること、望んでいることが反映されていそれぞれのユニークな企画案には、参加者がコロナ禍

まいかねません。人権劣ったことにされてし人は絶望し、「不治」は

露した参加者が大半でしたが、中にはとまどって、話題らいました。病への関心を表明する「次のセリフ」を考えてもミングアウトしてきた場合の「次のセリフ」を考えてもン病療養所で長年暮らしてきた」「私はエイズだ」とカわす」です。居酒屋で偶然隣り合った人が「私はハンセ続いて実施したのは「居酒屋で○○の人と酒を酌み交続いて実施したのは「居酒屋で○○の人と酒を酌み交

相手が傷つくかもしれない」言葉についても考えてもらされた」など幾つかの設定を示し、病に関して「言えば摯に考えること。さらにここでは「友人がうつ病と診断言うべきか」ではなく、自分ならその時どう言うかを真を避けようとする人もいるはずです。重要なのは「どうを避けようとする人もいるはずです。重要なのは「どう

排除・非難され、「治る」を期待しすぎると「治らない」を過度に求めると「かかる」が否定され、かかった人は関して一言。コロナの場合に顕著ですが、「かからない」に最後に「かかる/かからない」「治る/治らない」に

「治らない」をどう受容「治らない」をどう受容するかが問われている
…。そんな私見を述べ
かっきって、ワー
させてもらって、ワー



研究部門の紹介(二〇二二年四月一日現在・五十音順)

長 坂元 茂樹 (神戸大学名誉教授

特別客員研究員 實 (理事長·前学校法人同志社総長

〇プロジェクトチームー(インターネットと人権

リーダー 毛利 透(京都大学大学院公共政策連携研究部教授

専任研究員 (非常勤) 松村 啓志

嘱託研究員 角松 生史(神戸大学大学院法学研究科教授 健 (神戸大学大学院法学研究科教授

杉木 志帆 (香川大学教育学部講師

曽我部真裕 知里 (京都大学大学院法学研究科教授 (関西大学法学部准教授

成原 (九州大学法学研究院准教授

和彦 (大阪大学大学院高等司法研究科教授

〇プロジェクトチームニ(共に生きる地域研究の可能性)

リーダー 井岡 康時(奈良大学文学部教授

小林 丈広 (同志社大学文学部教授

専任研究員 秋元 中川 せき(京都市歴史資料館歴史調査員 理季

嘱託研究員

小林ひろみ (奈良県立図書情報館会計年度任用職員

関口 (同志社大学人文科学研究所准教授

廣岡 浄進 政夫 (柳原銀行記念資料館事務局長 (大阪公立大学人権問題研究センター准教授

〇プロジェクトチーム三(子どもの人権

専任研究員 リーダー 有江ディアナ 則子(大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授)

> 嘱託研究員 川上 呉 泰彦 (鳥取大学地域学部准教授 (兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授

惣脇 (京都産業大学現代社会学部教授

田中 宏樹 (同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

村井 琢哉 (NPO法人山科醍醐こどものひろば理事長

村上 正直 (大阪大学大学名誉教授

〇プロジェクトチーム四(性的マイノリティと人権

リーダー 風間 孝 (中京大学教養教育研究院教授

専任研究員 堀江 有里

嘱託研究員 有田 啓子

釜野さおり (立命館大学生存学研究所客員研究員 (国立社会保障·人口問題研究所人口動向研

究部第二室長

小門 熊本 (神戸薬科大学薬学部准教授) (近畿大学人権問題研究所教授

新ヶ江章友 (大阪市立大学人権問題研究センター

英莉 (流通科学大学人間社会学部教授)

〇プロジェクトチーム五(ビジネスと人権)

リーダー 吾郷 眞一(立命館大学衣笠総合研究機構教授・国際平

和ミュージアム館長

嘱託研究員 専任研究員 井上 植田 良子 健一 (つばさ社会保険労務士事務所社会保険労務士)

菅原 定金 史朗 絵美 (DT 弁護士法人弁護士) (大阪経済法科大学国際学部教授

宗瑠 (大阪女学院大学教授

髙橋

(関西学院大学 SGU 一財)アジア・太平洋人権情報センター所長 招聘客員教授

|登録研究員

(登録チームー) アジアにおける国際的人権保障の動態的研究

阿部 浩己 茂樹 (明治学院大学国際学部教授 (所長·神戸大学名誉教授

※有江ディアナ 小畑 郁 (名古屋大学大学院法学研究科教授

民徒 (中央大学大学院法務研究科教授) (関西学院大学法学部教授

※杉木 徳川 信治 志帆 (立命館大学法学部教授 (香川大学教育学部講師

戸田

五郎

(京都産業大学法学部教授

西井 中井伊都子 正弘 (京都大学名誉教授 (甲南大学学長·法学部教授)

水島 前田 直子 (京都女子大学法学部教授 初川

(愛知学院大学法務研究科教授

朋則 (名古屋大学大学院法学研究科教授

敦子 (関西学院大学 S G U 招聘客員教授 財)アジア・太平洋人権情報センター所長

※村上 正直 (大阪大学名誉教授

薬師寺公夫(立命館大学名誉教授

研究

(登録チーム二) 近代都市における地域共同体の変容に関する歴史的

代表者 ※秋元 ※井岡 せき 康時 (奈良大学文学部教授 (京都市歴史資料館歴史調査員

今村 壽子

梅田 千尋 (京都女子大学文学部教授

※小林 奥本 武裕 (天理大学人間学部非常勤講師 (同志社大学文学部教授

> ※小林ひろみ 河内 (奈良県立図書情報館会計年度任用職員)

将芳 (奈良大学文学部教授

重光 (京都市教育委員会総合育成支援課参与) (同志社大学人文科学研究所准教授

※関口 西山

※廣岡 浄進 (大阪公立大学人権問題研究センター准教授 (京都文化博物館学芸員

※山内

政夫

(柳原銀行記念資料館事務局長

(登録チーム三)マイノリティの包摂/排除をめぐる生政治:部落改善 和政策の歴史社会学的研究

野口 道彦 (大阪市立大学名誉教授

代表者

※井岡 (奈良大学文学部教授

石元 (関西大学名誉教授

※小林 奥本 武裕 (同志社大学文学部教授 (天理大学人間学部非常勤講師)

杉本 白石 弘幸 正明 (京都府立京都学・歴彩館研究員) (佐賀部落解放研究所研究員

※関口 (同志社大学人文科学研究所准教授

手島 田中 和男 (大阪大学非常勤講師 (関西学院大学非常勤講師

※廣岡 浄進 (大阪公立大学人権問題研究センター准教授

本岡 (静岡大学人文社会科学部准教授 (同志社大学人文科学研究所専任研究員 (助教

(登録チーム四) 京都における在日コリアンの歴史

代表者 水野 直樹 (京都大学名誉教授

永鎬 (鳥取大学地域学部准教授

杉本 (大阪大谷大学教育学部教授 (京都府立京都学·歷彩館研究員)

鄭 祐宗 (同志社大学大学院グローバル・スタディー

ズ研究科准教授)

鄭 栄桓 (明治学院大学教養教育センター教授

仲尾 宏 (京都芸術大学客員教授

相永 (関西学院大学経済学部非常勤講師

藤井幸之助 (NPO 法人猪飼野セッパラム文庫代表理事

同志社大学嘱託講師

安田 昌史 (韓国啓明大学校人文国際大学助教授

佳弘

洙任 (龍谷大学名誉教授)

(登録チーム五) 人権と教育

代表者 悦子 智子 知也 (京都教育大学名誉教授 (元プール学院大学教授 (京都女子大学発達教育学部教授

上杉 孝實 (京都大学名誉教授)

岡田 敏之 (同志社大学教職課程指導相談室アドバイザー)

田中 宏 (一橋大学名誉教授

小泉

友則

(立命館大学非常勤講師)

雄吾 正明 (龍谷大学国際学部准教授 (京都教育大学名誉教授

藤原 (同志社女子大学現代社会学部特任教授 (甲南女子大学文学部教授

古久保さくら (大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授

松波めぐみ (龍谷大学他非常勤講師

ノ内裕子 (関西大学文学部教授

(登録チーム六) ジェンダー平等と女性の人権に関する総合的研究

代表者 斧出 軽部 恵子 節子 (桃山学院大学法学部教授 (京都華頂大学現代家政学部教授)

> 澤 (京都女子大学現代社会学部准教授

馬場 まみ (京都華頂大学現代家政学部教授)

※堀江 有里

淳子

マーサ・メンセンディーク

(同志社大学社会学部准教授

山口 真紀 (神戸学院大学全学教育推進機構共通教育セ

ンター特任講師

吉田 山下 明子

(弁護士)

(登録チーム七) 移住者と人権の研究

代表者 薬師寺公夫(立命館大学名誉教授

小畑 内田 晴子 (名古屋大学大学院法学研究科教授 (京都女子大学非常勤講師

飛田 ((公財) 神戸学生青年センター理事長

古屋 (大谷大学非常勤講師

前田 (京都女子大学法学部教授

水島 朋則 (名古屋大学大学院法学研究科教授

無所属

菅澤 庸子

下坂

守

(京都国立博物館名誉館員

師岡 康子 (大阪経済法科大学アジア太平洋研究セン

ター客員研究員

亮 (長野大学社会福祉学部教授

吉田栄治郎 ((公財)郡山城史跡·柳沢文庫保存会研究員

注 複数チームへの登録あり ※印はプロジェクトチームの研究員

2022年度 人権大学講座 日程表

	月日曜	種別	時間	講 座 名	講師
		開講式	13:30~13:40		
1	6月17日 (金)	シンポジウム	13:40~16:30	日本の社会構造的差別を考える	坂元 茂樹 三輪 敦子 山本 崇記 薬師寺 公夫
2	7月25日 (月)	- │ 講 義 │ 14:00~15:40 │ 「ビジネスと人権 が求めているもの		「ビジネスと人権」が求めているもの	吾郷 眞一
3	8月8日 (月)	┃ 講 義 14:00~15:40 ヘイト・スピーチ規制を考える			
4	8月29日 (月)	講 義 14:00~15:40 学習権と子どもの貧困			
5	9月15日 (木)	- │ 講 義 │ 14:00~15:40 │ 水平社100年を考える ―柳原銀行と記憶遺産― │ │			
6	9月26日 (月)	講義	14:00~15:40	京都「祇園」の歴史 一祇園社境内の町の生活一	下坂 守
7	10月18日 (火)	日 フィールド フーク 14:00~16:30 (仮) ウトロ地区の歴史と現在		(仮) ウトロ地区の歴史と現在	(仮) ウトロ 平和記念館
8	10月27日 (木)	- │ 講 義 │ 14:00~15:40 │ 障害者差別の禁止を考える		川島 聡	
9	11月7日 (月)	- 1 14:00~16:00 │ 「身体 から考える人権		渡辺 毅	
10	11月17日 (木)	─ │ 講 義 │ 14:00~15:40 │ 中世の鳥獣をめぐる職能・身分		西山 剛	
11	12月19日 (月)	講義	14:00~15:40	性的マイノリティが学校で経験する困難:京都府・大阪府 の小学校・中学校・高等学校調査から明らかになったこと	風間 孝
12	1月23日	23日 講 義 14:00~15:30 中国の人権問題を考える		坂元 茂樹	
	(月)	修了式	15:30~15:40		

	シンポジウム	ウイングス京都 (中京区東洞院通六角下る)
会場	講義・ワークショップ	ハートピア京都 (中京区竹屋町通烏丸東入る)
	フィールドワーク	ウトロ平和祈念館 (京都府宇治市伊勢田ウトロ51)

新型コロナウィルス感染症の状況等により開催を中止する場合があります。 中止する場合は、ホームページ等でお知らせいたします。



公益財団法人世界人権問題研究センター

2022 年度 人権問題シンポジウム

日本の社会構造的差別を考える

日本で社会構造的差別を受けている集団には、被差別部落出身者、女性、ハンセン病元患者とその家族などさまざま な集団が存在します。2022 年は、1922 年の全国水平社創立宣言から 100 年の節目の年です。残念ながら、同和問題 はまだ完全には解決していません。また、ジェンダーギャップ指数で、2021 年、日本は 156 カ国中 120 位でした。 何が女性の社会進出を阻んでいるのでしょうか。また、2019年の熊本地裁のハンセン病家族訴訟判決は、ハンセン病 の元島者家族の差別被害を受けたとの訴えを認め、国の責任を認めました。

本シンボジウムは、こうした日本の社会構造的差別を取り上げ、差別のない「誰もが暮らしやすい社会」を作るため には何が必要かをみなさんと一緒に考えたいと思います。

パネリスト

坂元

茂樹 世界人権問題研究センター所長 神戸大学名誉教授

山本

敦子 崇記

アジア・太平洋人権情報センター所長

静岡大学人文社会科学部准教授

薬師寺 公夫 立命館大学名誉教授

午後 1 時 30 分~午後 4 時 30 分

(受付開始 午後1時)

京都市男女共同参画センター

ウイングス京都 イベントホール

(京都市中京区東洞院六角下る御射山町 262 番地) ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

申込み

事前申込制 (先着順) 定員 140 名

申込期限: 2022年6月10日(金) 電子メール、電話、FAX で申込みを受付けます。 お名前と連絡先をお知らせください。

参加費無料

手話・要約筆記

有

【お申込み・お問合せ】

世界人権問題研究センター事務局

E-mail:jinken@khrri.or.jp

TEL:075-231-2600 FAX:075-231-2750

【アクセス】

・地下鉄「烏丸御池駅」5番出口より南東へ徒歩5分

・地下鉄「四条駅」20番出口より北東へ徒歩5分

※ 新型コロナウィルス感染症の状況等により開催を中止する場合があります。

◎お問い合せ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1 TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750 [URL] http://www.khrri.or.jp/[E-MAIL] jinken@khrri.or.jp